

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法 律〕

○公職選挙法の一部を改正する法律 (七五)

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (七六)

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (七七)

○健康増進法の一部を改正する法律 (七八)

○医療法及び医師法の一部を改正する法律 (七九)

### 〔政 令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (二一五)

○地方自治法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令 (二一六)

○経済産業省組織令の一部を改正する政令 (二一七)

○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二一八)

○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二一九)

### 〔省 令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令 (総務五〇、五一)

○医療法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働九〇)

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令 (経済産業四九)

### 〔告 示〕

○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件 (総務二六一)

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 (同二六二)

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 (同二六三)

○健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法(厚生労働二八一)

○健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法(厚生労働二八一)

○健康保険法第六十五条第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法の一部を改正する件 (同二八二)

## 本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律 (法律第七五号)(総務省)

1 参議院議員の定数の改正

(一) 参議院議員の定数は二四八人(現行二四二人)とし、そのうち、一〇〇人(現行九六人)を比例代表選出議員、一四八人(現行一四六人)を選挙区選出議員とした。(第四条第二項関係)

(二) 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めることとした。(別表第三関係)

選挙区 議員数  
埼玉 八人(現行六人)

2 参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

(一) 正 参議院名簿における優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位を記載する参議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体は、参議院名簿の届出をする場合に、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して当該参議院名簿に記載することができるものとした。(第八六条の三第一項後段関係)

(二) (一)の候補者の有効投票 (一)により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿記載者の有効投票は、当該参議院名簿記載者に係る参議院名簿届出政党等の有効投票とみなすものとした。(第六八条の三関係)

(三) 参議院名簿に(一)の候補者が記載されている場合の当選人となるべき順位 参議院名簿届出政党等であつて、その届出に係る参議院名簿記載者のうちに(一)により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者

第四百四十八条第十五号中「並びに」を「及び」に改め、同条中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号の次に次の三号を加える。

十六 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関する事。

十七 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関する事。

十八 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関する事。

第四百四十九条第九号中「こと」の下に「長官官房及び」を加える。

第五百五十五条第一号中「経営支援部及び」を「長官官房及び経営支援部並びに」に改める。

附則第六条（見出しを含む）中「産業再生課」を「産業創造課」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百十八号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年八月一日とする。

総務大臣 野田 聖子  
内閣総理大臣 安倍 晋三

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百十九号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四十条第二項及び第三百三条第一項並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四十九号）第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第一条 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書及び第三項第一号ただし書中「第十九条」を「第二十条」に改める。

第二十一条第一項中「第十七条及び第十八条」を「及び第十七条から第十九条まで」に、「同条を「第三条」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条第二項中「第十九条」を「第二十条」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条を第二十二号とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条第一項ただし書及び第二項ただし書中「ときは」を「ときは」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十九条（無線設備等保守規程の認定申請手数料）  
料の額は、六二、九〇〇円とする。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正）

第二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号の表（三）の表備考一中「第六条第一項第四号の船舶地球局」を「第六条第一項第四号の船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）」に改める。

（電波法施行令の一部改正）

第三条 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第三級総合無線通信士の項第二号イ、第四級海上無線通信士の項第一号、第一級海上特殊無線技士の項第二号及び第二級海上特殊無線技士の項第一号中「船舶地球局」の下に「電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。」を加え、同条第四項中「電鍵開閉操作」を「電鍵開閉操作」に改める。

この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子  
財務大臣臨時代理 野田 聖子  
国務大臣 野田 聖子  
国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍 晋三

省

令

○総務省令第五十号  
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

総務大臣 野田 聖子

平成三十年七月二十五日  
電波法施行規則等の一部を改正する省令  
(電波法施行規則の一部改正)

第一条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

(定義等)

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

〔一〕三十七の三 略

三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 船舶局、海岸局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するもの

〔2〕略

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

〔三十七の六〕九十三 略

〔2〕略

(無線局の種類及び定義)

第四条 無線局の種類を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

〔一〕八 略

九 船舶局

船舶の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く)のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのものをいう。

〔十〕二十の五 略

二十の六 船舶地球局

法第六条第一項第四号に規定する船舶地球局をいう。

二十の七 航空機地球局 法第六条第一項第四号に規定する航空機地球局をいう。

〔二十の八〕二十の九 略

二十の十 人工衛星局 法第六条第一項第四号に規定する人工衛星局をいう。

〔二十の十一〕二十九 略

(定義等)

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。

〔一〕三十七の三 同上

三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するもの

〔2〕同上

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局の無線設備であつて、船舶の船名その他船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

〔三十七の六〕九十三 同上

〔2〕同上

(無線局の種類及び定義)

第四条 無線局の種類を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

〔一〕八 同上

九 船舶局

船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのものをいう。

〔十〕二十の五 同上

二十の六 船舶地球局

法第六条第一項第四号に規定する船舶地球局をいう。

二十の七 航空機地球局 法第六条第一項第四号に規定する航空機地球局をいう。

〔二十の八〕二十の九 同上

二十の十 人工衛星局 法第六条第一項第四号に規定する人工衛星局をいう。

〔二十の十一〕二十九 同上

改正前

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)  
第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

「一〇八 略」

九 法第六条第八項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する基幹放送局(第四号及び第六号に掲げるものを除く。)

「十一 略」

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

「一二 略」

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置(通信操作を除く。)に限る。)

(2) 略

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の通信操作

(1) 略

(2) 海岸局(船舶自動識別装置に限る。)

(3) 船舶局(船舶自動識別装置に限る。)

(4) 略

(5) 船舶地球局(船舶自動識別装置に限る。)

(6) 略

(7) 略

五 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置により行われるものを除く。)に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(第三号(1)及び前号(3)に該当する無線設備を除く。)

(2) (4) 略

(5) 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)

(6) 航空機地球局(前号(6)に該当するものを除く。)

(六〇八 略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

「一五六 略」

十七 船舶地球局(簡易型船舶自動識別装置のみを設置するものに限る。)

十八 二十六 略

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)  
第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

「一〇八 同上」

九 法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する基幹放送局(第四号及び第六号に掲げるものを除く。)

「十一 同上」

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

「一二 同上」

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置に限る。)

(2) 同上

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の通信操作

(1) 同上

(2) 新設

(3) 同上

(4) 同上

五 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置により行われるものを除く。)に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(第三号(1)に該当する無線設備を除く。)

(2) (4) 同上

(5) 船舶地球局

(6) 航空機地球局(前号(6)に該当するものを除く。)

(六〇八 同上)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

「一五六 同上」

「新設」

十七 二十五 同上

十八 二十五 同上

第四十三条 船舶局、航空機局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)  
又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許人は、法第六条  
第三項、第四項、第五項又は第六項に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を  
文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、無線航行移動局、  
船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)  
又は航空機地球局(電気通信  
業務を行うことを目的とするものに限る。)  
の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所であ  
る船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、速やかに  
その旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

〔3・4 略〕  
〔書類の提出〕  
第五十二条 〔略〕  
〔2・3 略〕

4 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。)、遭難  
自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。)  
又は船舶  
地球局(第四十一条の二の六第十七号に規定するものを除く。)  
に係るものについては、第一項  
の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を經由して所轄総合通信局長に提出することを妨げ  
ない。

〔5 略〕  
別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)

〔一〕十九 略	一年
二十 海岸地球局	一年
(1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの	五年
(2) (1)に該当しないもの	三年
〔二十一・二十二 略〕	三年
二十三 船舶地球局	二年
(1) 略	三年
(2) 船舶自動識別装置の無線設備のみを設置するもの	三年
(3) (1)及び(2)に該当しないもの	二年
〔二十四・三十二 略〕	二年

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)  
第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(添附書類等)  
第四条 〔略〕

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式
	工事設計書の様式
〔一〕六 略	

第四十三条 船舶局、航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを  
除く。)の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、  
すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、無線航行移動局、  
船舶地球局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)  
の免許人は、  
その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定  
置場に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なけれ  
ばならない。

〔3・4 同上〕  
〔書類の提出〕  
第五十二条 〔同上〕  
〔2・3 同上〕

4 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。)、遭難  
自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。)  
又は船舶  
地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を經由して所  
轄総合通信局長に提出することを妨げない。

〔5 同上〕  
別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)

〔一〕十九 同上	一年
二十 海岸地球局	一年
(1) 同上	
(2) 同上	
〔二十一・二十二 同上〕	
二十三 船舶地球局	
(1) 同上	
(2) 新設	
(3) (1)に該当しないもの	二年
〔二十四・三十二 同上〕	

改正前

(添附書類等)  
第四条 〔同上〕

2 〔同上〕

区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式
	工事設計書の様式
〔一〕六 同上	

<p>七 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)</p> <p>別表第二号第3</p> <p>別表第二号の二第5</p>	<p>〔八十三 略〕</p> <p>十四 特定船舶局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、及び無線航行移動局</p> <p>別表第二号の三第3</p>	<p>〔十五 略〕</p>
---	--	---------------

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区 分	書 類
<p>一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)、航空機地球局、地球局、アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下「人工衛星等のアマチュア局」という。)に限る。)、及び気象援助局</p>	<p>無線局事項書及び工事設計書の写し</p> <p>二通</p>
<p>二 非常局、基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局</p>	<p>無線局事項書及び工事設計書の写し</p> <p>一通</p>

〔2 略〕

<p>七 船舶地球局</p> <p>別表第二号第3</p> <p>別表第二号の二第5</p>	<p>〔八十三 同上〕</p> <p>十四 特定船舶局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、及び無線航行移動局</p> <p>別表第二号の三第3</p>	<p>〔十五 同上〕</p>
--	--	----------------

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 [同上]

区 分	書 類
<p>一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下「人工衛星等のアマチュア局」という。)に限る。)、及び気象援助局</p>	<p>[同上]</p>
<p>二 非常局、基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局</p>	<p>[同上]</p>

〔2 同上〕

別表第二号第 3 船舶局 (特定船舶局を除く。)及び船舶地球局 (電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。)の無線局事項書の様式 (第 4 条、第 12 条関係) (船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

[1~3 略]

[注 1~44 略]

別表第二号の二第 5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局 (電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。)、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式 (第 4 条、第 12 条関係)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請 (届出)を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

[1~7 略]

[注 1~43 略]

別表第二号の三第 3 特定船舶局、船舶地球局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。)、遭難自動通報局 (携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第 4 条、第 12 条関係)

[様式略]  
[注 1~18 略]  
19 18 の欄 (特定船舶局及び船舶地球局に限る。)は、該当する□にシ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に ( ) に記載すること。  
[20~43 略]

別表第二号第 3 船舶局 (特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式 (第 4 条、第 12 条関係) (船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

[1~3 同左]

[注 1~44 同左]

別表第二号の二第 5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式 (第 4 条、第 12 条関係)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請 (届出)を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

[1~7 同左]

[注 1~43 同左]

別表第二号の三第 3 特定船舶局、遭難自動通報局 (携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第 4 条、第 12 条関係)

[様式同左]  
[注 1~18 同左]  
19 18 の欄 (特定船舶局に限る。)は、該当する□にシ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に ( ) に記載すること。  
[20~43 同左]

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

第三条 登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第五号 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が行う検査の実施項目(第十条第一項関係)</p> <p>六条第一項関係</p> <p>〔第一・第二略〕</p> <p>第三 無線設備</p> <p>〔一・一の二略〕</p> <p>二 電気的特性の検査</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1 略〕</p> <p>2 船舶地球局(船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置に限る。)の検査の項目は、この表の船舶地球局の項の規定にかかわらず、この表の船舶局の項の規定を適用するものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔三略〕</p>	<p>別表第五号 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が行う検査の実施項目(第十条第一項関係)</p> <p>六条第一項関係</p> <p>〔第一・第二同上〕</p> <p>第三 無線設備</p> <p>〔一・一の二同上〕</p> <p>二 電気的特性の検査</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)</p> <p>〔第一・第二 同上〕</p> <p>第三 無線設備</p> <p>〔一・一の二 同上〕</p> <p>二 電気的特性の点検</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1・2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年八月一日)から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局(船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を設置しているものに限る。)にあつては、免許状及び無線局免許手続規則第四条に規定する無線局事項書の通信の相手方の欄に人工衛星局の受信設備が記載されているものとみなす。

○総務省令第五十一号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成三十年政令第二百十九号)の施行に伴い、並びに電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十五日

総務大臣 野田 聖子



無線工学	レーダー	海上用各種レーダー	ARPAレーダー その他船舶用レーダー及びSSART並びに船舶局及び無線航行移動局を通信の相手方とする陸上に開設されたレーダー	[略]
	[3~5 略] [注1~4 略]	[略]	[略]	[略]

無線工学	レーダー	海上用各種レーダー	ARPAレーダー その他船舶用レーダー及びSSART並びに船舶局及び無線航行移動局を通信の相手方とする陸上に開設されたレーダー	[同左]
	[3~5 同左] [注1~4 同左]	[同左]	[同左]	[同左]

備考 表中の「」の記載は注記による。

○総務省告示第 266 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第 267 号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のようちて改める。

	改正前	改正後
第 2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領	第 2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領	第 2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領
[1・2 略]	[1・2 同左]	[1・2 同左]
3 無線設備等	3 無線設備等	3 無線設備等
[一・二 略]	[一・二 同左]	[一・二 同左]
三 総合試験	三 総合試験	三 総合試験
	検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。	検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。
[表略]	[表同左]	[表同左]
注 1 船舶地球局の船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置については、船舶局の船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置の方法に準じて実施すること。	注 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。	注 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。
注 2 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。		
備考 表中の「」の記載は注記による。		

附 則

この告示は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

○総務省告示第二百六十三号  
 登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第二十条及び別表第七号第三の三の(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号(登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三の(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を次のように改正する。  
 平成三十年七月二十五日  
 総務大臣 野田 聖子

	改	正	後
	改	正	前
<p>[1・2 略]          3 無線設備等          [一~二 略]          三 総合試験          点検を実施する無線設備が正常に動作し、当該無線設備の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線設備に選任された無線従事者が行うものとする。          [表略]</p> <p>注1 船舶地球局及び航空機地球局については、それぞれ適宜の方法により実施することとし、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。ただし、船舶地球局の船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置については、船舶局の船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置の方法に準じて実施すること。          [注2 略]</p>			<p>[1・2 同左]          3 無線設備等          [一~二 同左]          三 総合試験          点検を実施する無線設備が正常に動作し、当該無線設備の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線設備に選任された無線従事者が行うものとする。          [表同左]</p> <p>注1 船舶地球局及び航空機地球局については、それぞれ適宜の方法により実施することとし、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。          [注2 同左]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年八月一日)から施行する。

○厚生労働省告示第二百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第三号の規定に基づき、健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法を次のように定める。  
 平成三十年七月二十五日  
 厚生労働大臣 松山 政司

健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第三号の規定により算定する病床の数は、同条第二項に規定する地域における同法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定める基準病床数(療養病床及び一般病床にあっては、療養病床及び一般病床に係る基準病床数とする。)から、当該地域における既存の病床(診療所の病床については、療養病床に限る。)であって保険医療機関の病床以外のものの数を減じて算定した数とする。

○厚生労働省告示第二百八十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第二号の規定に基づき、健康保険法第六十五条第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法を(平成十年厚生省告示第二十一号)の一部を次の表のように改正する。  
 平成三十年七月二十五日  
 厚生労働大臣 松山 政司  
 (傍線部分は改正部分)

	改	正	後
	改	正	前
<p>健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第二号の規定により算定する病床の数は、同条第二項に規定する地域における同法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定める基準病床数(療養病床及び一般病床にあっては、療養病床及び一般病床に係る基準病床数とする。)から、当該地域における既存の病床(診療所の病床については、療養病床に限る。)であって保険医療機関の病床以外のものの数を減じて算定した数(療養病床及び一般病床にあっては、それぞれ次の各号に定める数を更に減じて算定した数とする。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p>		<p>健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第二号の規定により算定する病床の数は、同条第二項に規定する地域における同法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定める基準病床数(療養病床及び一般病床にあっては、療養病床及び一般病床に係る基準病床数とする。)から、当該地域における既存の病床(診療所の病床については、療養病床に限る。)であって保険医療機関の病床以外のものの数を減じて算定した数(療養病床及び一般病床にあっては、それぞれ次の各号に掲げる病床の種類に従い、それぞれ当該各号に定める数を更に減じて算定した数とする。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	

発行所 千一〇五八四四五  
 二番五号 東京港区虎ノ門二丁目  
 独立行政法人国立印刷局 電 話 03(3587)4294  
 定 価 一ヵ月一六四一円本体一五〇〇円  
 本号一部 二八〇円本体 二六〇円  
 (配 送 料 別)

明治二十五年三月三十一日  
 第三種郵便物認可